

一般社団法人 蔵前工業会 千葉県支部規程

改訂履歴

- 2010.11.18 起案 (2010.10.15 付け本部案に、現行千葉県支部運営内容を合体)
2011.01.28 改訂 (2010. 12. 9 本部改訂案を加味)
2011.01.29 改訂 (2010. 1.28 幹事会でのレビュー内容を加味) 本部へ提出
2011.06.23 改訂(2011.6.17 本部指示に基づき修正→付則2文言;(整備法)を削除)
2011.07.12 改訂(2011.7.11 本部指示に基づき修正
2011.09.10 改訂(2011.9.08 本部指示に基づき修正

第 1 条 この支部は、一般社団法人蔵前工業会千葉県支部と称し、原則として千葉県内在住又は在職の蔵前工業会会員をもって組織する。

第 2 条 この支部は、事務所をその年度の幹事長宅に置く。

第 3 条 この支部は、科学技術及び工業の発展に資するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 この支部は、定款の目的を達成するため、適宜次の事業を行う。
(1) 科学技術及び工業の振興並びにこれらに関する教育・啓発及び人材の育成に資する事業
(2) 科学技術及び工業の分野における人材の活用に関する事業
(3) 東京工業大学との連携及びその支援に関する事業
(4) 講演会、見学会、交流会等の事業
(5) その他蔵前工業会の目的を達成するために必要な事業
具体的な事業は、毎年の幹事会で計画し、運営を行う。

第 5 条 この支部の事業年度を4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 6 条 この支部は、以下の支部役員を置く。各役員の選出方法は、別途基準を定める。

支部長	1名
幹事長	1名
副幹事長	1名
幹事	1名以上
会計幹事	1名(幹事長または幹事が兼務を可とする。)
支部情報管理者	1名(幹事長または幹事が兼務を可とする。)
支部監事	1名(副幹事長または幹事が兼務を可とする。)

第 7 条 1 支部長は、支部の活動を統括し、及び支部総会の決議事項を執行し、本部事務局

長への報告を行う。

- 2 この支部は、支部長及び幹事から成る幹事会を置き、県支部の運営を行う。
 - ・幹事会は、第6条の支部役員をもって構成する。
 - ・各支部役員は、千葉県内に事業所を置く企業の幹事会社代表と県支部一般会員代表で構成する。
 - ・支部長、幹事長及び副幹事長は、千葉県内に事業所を置く有志企業が幹事会社を構成し、各社の輪番制で選出する。選出順番は別途定める。
- 3 幹事会では各支部役員が支部長を補佐し、支部総会で承認された事業計画他の遂行に協力する。
 - ・幹事長は、幹事会を統括し、支部長に事故ある時は代行を行う。
 - ・副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故ある時は代行を行う。
- 4 会計幹事は、支部の会計を管理し、予算書及び決算書の取りまとめを行う。
- 5 支部情報管理者は、本部事務局長と連携し、支部会員データを維持・更新する。
- 6 支部監事は、支部会計の内部監査を担当する。決算報告は支部総会及び本部への報告前に、支部監事の監査を受けなければならない。

- 第 8 条
- 1 支部長の任期は 2 年とする。
 - 2 幹事長、会計幹事、支部情報管理者及び支部監事の任期は 1 年とする。
 - 3 これ以外の支部役員の任期は、1年とし、重任は妨げない。

- 第 9 条
- 1 この支部の経費は、蔵前工業会から交付される事業費等をもって支弁する。
 - 2 不足の場合、参加者からその都度徴収する会費を充当する。

- 第 10 条
- 1 この支部は、毎年1回支部総会を開き、以下の事項について報告又は決議を行う。ただし、必要な場合には臨時支部総会を開くことができる。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 支部長及び支部役員人事
 - (4) その他支部運営に関する事項
 - 2 支部総会における決議事項は、出席者の過半数をもって決議する。
 - 3 支部総会の決議事項については、速やかに本部事務局長に報告を行う。
 - 4 決算及び予算については、支部総会で報告・決議される以前であっても、幹事会の承認を得ていれば、本部事務局長へ報告することができる。

- 附則
- 1 この規程の改廃は、支部総会で承認の上、理事会に届出るものとする。
 - 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。